

□障害の区分及び等級表

障害の区分		身体障害者手帳等をお持ちの方						戦傷病者手帳をお持ちの方									
		障害の等級						障害の等級									
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	特別 項症	第1項	第2項	第3項	第4項	第5項	第6項	第1 款症	第2 款症	第3 款症
視覚障害		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
聴覚障害			○	○				○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
平衡機能障害				○		○		○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
音声機能障害(注1)				○				○	○	○					-	-	-
上肢不自由		○	○					○	○	○	○	○			-	-	-
下肢不自由		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
体幹不自由		○	○	○		○		○	○	○		○			○	○	○
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能(注2)	○	○					○	○						-	-	-
	移動機能	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	-
心臓機能障害		○		○				○		○					-	-	-
じん臓機能障害		○		○				○		○					-	-	-
呼吸器機能障害		○		○				○		○					-	-	-
ぼうこう又は直腸の機能障害		○		○				○		○					-	-	-
小腸機能障害		○		○				○		○					-	-	-
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		○	○	○				○	○	○					-	-	-
肝臓機能障害		○	○	○				○	○	○					-	-	-
知的障害		重度(療育A) ※Bは該当しません															
精神障害		1級 (自立支援医療(精神通院医療)の受給者証の交付を受けている者に限る)															

※2つ以上の重複障害があり総合等級となっている場合は、各障害の個別等級により減免の可否を決定しますので、詳細はお問い合わせください。

(注1) 頸部に気管孔を設け呼吸をしなければならないものに限る。(咽頭摘出等)

(注2) 一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。